

利用上の注意（用語の解説）

この報告書は、文部科学省が統計法に基づいて実施し公表する「平成 29 年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」のうち、神奈川県分について取りまとめたものである。

1 学校調査・学校通信教育調査

- (1) 年齢は平成 29 年 4 月 1 日現在の満年齢である。
- (2) 学校数には分校及び休校中の学校を含む。
- (3) 学級種別
ア 単式学級：同一学年の児童生徒のみで編制している学級
イ 複式学級：2以上の学年の児童生徒で編制している学級
ウ 特別支援学級：学校教育法第 81 条第 2 項各号に該当する児童生徒で編制している学級
- (4) 教員の「本務者」とは、当該校を本務校とする常勤（フルタイム）の教員のことで、「兼務者」とは本務者以外の者である。職員の「本務者」とは、常勤の職員又は勤務条件が常勤に準ずる職員のことである。
- (5) 中高一貫教育の実施形態
ア 併設型：学校教育法第 71 条の規定により、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態
イ 連携型：学校教育法施行規則第 75 条及び第 87 条の規定により、簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一又は異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態
- (6) 義務教育学校は、前期課程（6 年）及び後期課程（3 年）からなる修業年限 9 年の小中高一貫教育校である。
- (7) 中等教育学校は、前期課程（3 年）及び後期課程（3 年）からなる修業年限 6 年の中高一貫教育校である。

2 卒業後の状況調査 - 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（前期・後期課程）、特別支援学校（中学部・高等部） -

- (1) 高等学校等進学者：高等学校（本科（全日制、定時制、通信制）・別科）、中等教育学校後期課程（本科（全日制、定時制）・別科）、高等専門学校及び特別支援学校高等部（本科・別科）へ進学した者（進学しかつ就職している者を含む。）
- (2) 大学等進学者：大学（学部・別科）、短期大学（本科・別科）、大学・短期大学通信教育部、放送大学、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者（進学しかつ就職している者を含む。）
- (3) 専修学校（高等課程）進学者：専修学校の高等課程へ進学した者（進学しかつ就職している者を含む。）
- (4) 専修学校（専門課程）進学者：専修学校の専門課程へ進学した者（進学しかつ就職している者を含む。）
- (5) 専修学校（一般課程）等入学者：専修学校の一般課程（高等学校卒業生では高等課程を含む。）、各種学校へ入学した者（入学しかつ就職している者を含む。）
- (6) 就職者（正規の職員等）：正規の職員・従業員、自営業主等
- (7) 就職者（正規の職員等でない者）：雇用契約が 1 年以上かつフルタイム勤務相当の者
- (8) 一時的な仕事に就いた者：臨時的な収入を得る仕事に就いている者であり、雇用契約が 1 年未満又は短時間勤務の者
- (9) 左記及び不詳・死亡以外の者：外国の学校への入学、家事手伝い、アルバイト（上記（8）の該当者を除く）、病気療養中、自宅浪人、専修学校・各種学校以外の予備校や学習塾に通っている者等、卒業後の状況は明確であるが他のどの項目にも属さない者

$$(10) \text{ 進学率} = \frac{\text{進学者総数}}{\text{卒業者総数}} \times 100$$

$$(11) \text{ 卒業者に占める就職者の割合} = \frac{\text{就職者総数(進(入)学しかつ就職している者を加えた全就職者数)}}{\text{卒業者総数}} \times 100$$

3 その他

- (1) 「—」：皆無又は該当数値なし
「…」：数値出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
「△」：負の数
- (2) 「年度間」：4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間
- (3) 百分率の表章は単位未満を四捨五入している。このため、構成比の合計は 100%にならない場合がある。
- (4) 表中の単位（校・園・人等）は省略している。
- (5) 統計表中、市区町村の順番は総務省が告示した標準コードの順による。